

令和7年度 一般廃棄物(生活排水)処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、次の事項を定める。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

し尿 発生量(年間) : 48,252人×原単位 (48,252人には、自家処理人口149人を含む。)
(生し尿原単位: 1.43[リットル/人・日]、浄化槽汚泥原単位: 単独 1.07[リットル/人・日]・合併 1.13[リットル/人・日])

し尿 処理量(年間) : 21,027[キロリットル]
(1.8[キロリットル]積 し尿収集運搬車 換算 11,682台)

1日当り処理量: 57.6[キロリットル/日] (年間 日数: 365日)
1日当り搬入量: 86.9[キロリットル/日] (年間 搬入日数: 242日)

2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

し尿収集運搬及び浄化槽清掃の許可業者に対して指導を行い、浄化槽汚泥の過剰な排出を抑制する。

3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

種類 : 生し尿, 単独処理浄化槽汚泥, 合併処理浄化槽汚泥
分別 : 生し尿 → し尿貯留槽(正)・浄化槽汚泥貯留槽(副)
単独処理浄化槽汚泥 及び 合併処理浄化槽汚泥 → 浄化槽汚泥貯留槽(正)・し尿貯留槽(副)

4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

施設名: 清流園
処理方式: 標準脱窒素処理方式
処理能力: 100[キロリットル/日]
代表者: 大洲・喜多衛生事務組合 組合長 二宮 隆久

5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

予防保全、修繕(事後保全) 及び 改良工事

6. その他 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

し尿の収集区域範囲 :
大洲市(全域)・伊予市(旧双海町と旧中山町の区域)・内子町(全域)・砥部町(旧広田村の区域)

し尿の収集運搬 : 許可業者 (10業者)
(有)上石衛生社、(有)中村衛生社、(有)大洲喜多衛生業共同企業体、(有)脇坂衛生、(有)青松興業、内山衛生社、(有)松下衛生社、
大山衛生社、大洲喜多清掃共同体、(有)広栄

燃え殻 及び 乾燥汚泥の運搬処分 :
指名競争入札による業者選定
【処分場候補地】
(1). ㈱西田興産 処分場 (大洲市上須戒丁 587-1)
(2). オオノ開発㈱ 処分場 (東温市河之内乙 825-3)

令和7年4月1日
大洲・喜多衛生事務組合
組合長 二宮 隆久